

堺市長 殿

報告者
 住所 大阪市〇×区〇△1丁目1-1
 氏名 〇〇株式会社 代表取締役 大阪太郎
 （法人にあつては名称及び代表者の氏名）
 電話番号 06-0000-0000

コード表①より該当するコード及び業種を選択し記載します

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		〇〇株式会社 ××工場				コード及び業種	09	食料品製造業	
事業場の所在地		〒000-0000 堺市△△町2-2-2				電話番号	000-000-0000	担当者名	大阪次郎
番号	産業廃棄物の種類及びコード	排出量（t）	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所及びコード	処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所及びコード
1	無機性汚泥	0220	××	27000000000	〇〇運輸株式会社	大阪府〇△市×	27222222222	株式会社××産業	
	〇1-2-3					27000			
2	引火性	7000	××	27666666666	△△物流株式会社	大阪府△△	27000	〇〇環境開発(株)	
	7000					〇3-2-1			
2				66666666666	株式会社×〇	〇〇県〇〇	299(蒸留)		
						×4-5-6			
3	廃プラスチック類	〇〇	××		自社運搬	大阪府××市×	33333333333	(株)〇〇開発	
	0600					〇7-8-9			

単位はトンで！
換算表を参考にして下さい

廃棄物の種類のコードについてはコード表②から選択して下さい

途中で積替える場合

廃棄物を積み下ろす場所（処分場所）の住所をコード表③から選択。
（運搬受託者の事務所等の住所ではありません。）

処分方法のコードについてはコード表④から選択

この欄は記入しないでください！
（運搬先と処分場所が異なる場合のみコード表③から選択）

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の項目説明

項目	説明
報告者の住所	個人の場合は住民票記載の住所を記入してください。法人の場合は法人登記の住所を記入してください。
報告者の氏名	個人の場合は個人の氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を（株）（有）まで記入するとともに、代表者の氏名も記入してください。
報告者の電話番号	報告者に連絡のつく電話番号を記入してください。
事業場の名称	産業廃棄物を排出する事業場の名称を記入してください。 例：○△工業（株）大阪工場
事業場の所在地	産業廃棄物を排出する事業場の所在地を記入してください。「報告者の住所」の欄に記入したものと異なっても支障ありません。
業種及びコード	コード表①より事業区分を選択し、コード（数字2桁）と名称を記入してください。
電話番号	担当者に連絡のつく電話番号を記入してください。
担当者名	担当者の氏名を記入してください。報告書の内容について確認するため行政から連絡する場合があります。
番号	連番の番号を記入してください。区間を区切って2以上の収集運搬業者に委託する場合は、複数行にわたり同じ番号を記入してください。
産業廃棄物の種類及びコード	排出される廃棄物の種類をコード表②より選択しコード（数字4桁）と名称を記載して下さい（コードは大阪府指定の項目です）。運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を明記して下さい。
排出量（t）	実際に委託した産業廃棄物のt（トン）数を記入してください。重量がわからない場合は、体積をもとに別添の換算表を使って換算してください。運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係る排出量を明記してください。
管理票の交付枚数	管理票（マニフェスト）の交付枚数を記入してください。運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るマニフェストの交付枚数を明記してください。
運搬受託者の許可番号	運搬受託者の許可番号を数字11桁又は10桁で記入してください。運搬受託者は積む場所と卸す場所の両方で許可を有していなければなりません、ここでは積む場所を管轄する行政庁の許可番号のみ記入してください。
運搬受託者の氏名又は名称	個人の場合は許可証に記載された氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を（株）（有）まで記入してください。
運搬先の住所及びコード	運搬先の住所及びコード表③より選んだ地域コード（数字5桁）を記入してください。
処分受託者の許可番号及び処分方法コード	処分受託者の許可番号を数字11桁又は10桁で記入するとともに、コード表④より選択した処分方法コード（数字3桁）を記入してください。処分受託者が2以上の処分方法を行う場合（脱水－焼却など）は全ての処分方法コードを「，」で区切って記入してください。 例：中間処理業者が木材を破碎後、燃料として売却する場合（破碎－燃料化）は207,104 ただし、マニフェスト集計支援システムを利用される場合には処分方法が1コードのみの入力となっているため、破碎である207を記入してください。
処分受託者の氏名又は名称	個人の場合は許可証に記載された氏名を記入してください。法人の場合は法人の名称を（株）（有）まで記入してください。
処分場所の住所及びコード	原則として記入不要です。 運搬先の住所と処分場所が異なる場合のみ、処分場所の住所及びコード表③より選んだ地域コード（数字5桁）を記入してください。

コード表①産業分類コード一覧
産業分類は該当する中分類及びコードを記載して下さい

コード	大分類	中分類	コード	大分類	中分類
A	農業、林業		I	卸売・小売業	
01	農業		52		飲食料品卸売業
02	林業		53		建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
B	漁業		54		機械器具卸売業
03	漁業(水産養殖業を除く)		55		その他の卸売業
04	水産養殖業		56		各種商品小売業
C	鉱業、採石業、砂利採取業		57		織物・衣服・身の回り品小売業
05	鉱業、砕石業、砂利採取業		58		飲食料品小売業
D	建設業		59		機械器具小売業
06	総合工事業		60		その他の小売業
07	職別工事業(設備工事業を除く)		61		無店舗小売業
08	設備工事業		J	金融・保険業	
E	製造業		62		銀行業
09	食料品製造業		63		協同組織金融業
10	飲料・たばこ・飼料製造業		64		貸金業、クレジットカード等非預金信用機関
11	繊維工業		65		金融商品取引業、商品先物取引業
12	木材・木製品製造業(家具を除く)		66		補助的金融業等
13	家具・装備品製造業		67		保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)
14	パルプ・紙・紙加工品製造業		K	不動産業、物品賃貸業	
15	印刷・同関連業		68		不動産取引業
16	化学工業		69		不動産賃貸業・管理業
17	石油製品・石炭製品製造業		70		物品賃貸業
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)		L	学術研究、専門・技術サービス業	
19	ゴム製品製造業		71		学術・開発研究機関
20	なめし革・同製品・毛皮製造業		72		専門サービス業(他に分類されないもの)
21	窯業・土石製品製造業		73		広告業
22	鉄鋼業		74		技術サービス業(他に分類されないもの)
23	非鉄金属製造業		M	宿泊業、飲食サービス業	
24	金属製品製造業		75		宿泊業
25	はん用機械器具製造業		76		飲食店
26	生産用機械器具製造業		77		持ち帰り・配達飲食サービス業
27	業務用機械器具製造業		N	生活関連サービス業、娯楽業	
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		78		洗濯・理容・美容・浴場業
29	電気機械器具製造業		79		その他の生活関連サービス業
30	情報通信機械器具製造業		80		娯楽業
31	輸送用機械器具製造業		O	教育、学習支援業	
32	その他の製造業		81		学校教育
F	電気・ガス・熱供給・水道業		82		その他の教育、学習支援業
33	電気業		P	医療、福祉	
34	ガス業		83		医療業
35	熱供給業		84		保健衛生
36	水道業		85		社会保険・社会福祉・介護事業
G	情報通信業		Q	複合サービス事業	
37	通信業		86		郵便局
38	放送業		87		協同組合(他に分類されないもの)
39	情報サービス業		R	サービス業(他に分類されないもの)	
40	インターネット附属サービス業		88		廃棄物処理業
41	映像・音声・文字情報制作業		89		自動車整備業
H	運輸業、郵便業		90		機械等修理業(別掲を除く)
42	鉄道業		91		職業紹介・労働者派遣業
43	道路旅客運送業		92		その他の事業サービス業
44	道路貨物運送業		93		政治・経済・文化団体
45	水運業		94		宗教
46	航空運輸業		95		その他のサービス業
47	倉庫業		96		外国公務
48	運輸に附帯するサービス業		S	公務(他に分類されるものを除く)	
49	郵便業(信書便事業を含む)		97		国家公務
I	卸売・小売業		98		地方公務
50	各種商品卸売業		T	分類不能の産業	
51	繊維・衣服等卸売業		99		分類不能の産業

コード	廃棄物名 (大)	廃棄物名 (詳細)
0100	燃え殻	燃え殻 (下記以外)
0110		焼却灰
0111		石炭灰
0112		廃棄物焼却灰
0120		廃カーボン・活性炭
0200	汚泥	汚泥 (下記以外)
0210		有機性汚泥
0211		下水汚泥
0220		無機性汚泥
0221		建設汚泥
0222		上水汚泥
0300	廃油	廃油 (下記以外)
0310		一般廃油
0311		鉱物系廃油
0312		動植物系廃油
0320		廃溶剤
0330		固形油
0340		油泥
0400	廃酸	廃酸 (下記以外)
0401		写真定着廃液
0500	廃アルカリ	廃アルカリ (下記以外)
0501		写真現像液
0600	廃プラスチック類	廃プラスチック類 (下記以外)
0601		廃タイヤ
0602		自動車用プラスチックバンパー
0603		廃農業用ビニール
0604		プラスチック製廃容器包装
0605		発泡スチロール
0606		発泡ウレタン
0607		発泡ポリスチレン
0608		塩化ビニール製建設資材
0700	紙くず	紙くず (下記以外)
0710		建設工事の紙くず
0711		ダンボール
0800	木くず	木くず (下記以外)
0810		建設工事の木くず
0811		伐採材・伐根材
0900	繊維くず	繊維くず (下記以外)
0910		建設工事の繊維くず
1000	動植物性残渣	動植物性残渣
1100	ゴムくず	ゴムくず
1200	金属くず	金属くず (下記以外)
1210		鉄くず
1220		非鉄金属くず
1221		鉛製の管又は板
1222		電線のくず
1300	ガラスくず等 *1	ガラスくず等 (下記以外)
1310		ガラスくず
1311		カレット
1312		廃ブラウン管 (側面部)
1313		ガラス製廃容器包装
1314		ロックウール
1315		石綿 (非飛散性)
1316		グラスウール
1317		岩綿吸音板
1320		陶磁器くず
1321		コンクリートくず
1322		廃石膏ボード
1323		ALC (軽量気泡コンクリート)
1400	鉱さい	鉱さい (下記以外)
1401		スラグ
1500	がれき類	がれき類 (下記以外)
1501		コンクリート破片
1502		アスコン破片
1600	動物の糞尿	動物の糞尿
1700	動物の死体	動物の死体
1800	ばいじん	ばいじん
1900	13号廃棄物	13号廃棄物
4000	動物系固形不要物	動物系固形不要物

不可分一体の産業廃棄物

コード	廃棄物名 (大)	廃棄物名 (詳細)
2000	建設系混合廃棄物	建設系混合廃棄物
2010		安定型建設系混合廃棄物
2020		管理型建設系混合廃棄物
2021		新築系混合廃棄物
2022		解体系混合廃棄物
2100	安定型混合廃棄物	安定型混合廃棄物
2200	管理型混合廃棄物	管理型混合廃棄物
2300	シュレッダーダスト	シュレッダーダスト
—	石綿含有産業廃棄物	
2410		石綿含有建設混合廃棄物
2420		石綿含有ガラスくず、 コンクリートくず、陶磁器くず
2430		石綿含有廃プラスチック類
2440		石綿含有がれき類
2450		石綿含有紙くず
2460		石綿含有木くず
2470		石綿含有繊維くず (天然繊維)
—	水銀使用製品産業廃棄物	
2510		電池類
2520		照明機器 (その他)
2521		照明機器 (H I Dランプ)
2522		照明機器 (蛍光灯)
2530		医薬品等 (その他)
2531		医薬品等 (農薬)
2532		医薬品等 (医薬品)
2540		上記及び水銀回収義務付け製品 以外
2550		水銀回収義務付け製品 (計測器以外)
2551		スイッチ及びリレー
2560		水銀回収義務付け製品 (計測器)
2561		水銀体温計
2562		水銀式血圧計
—	水銀含有ばいじん等	
2610		ばいじん
2620		燃え殻
2630		汚泥
2640		廃酸
2650		廃アルカリ
2660		鉱さい
3000	廃自動車	廃自動車 (下記以外)
3010		廃二輪車
3011		バイク
3012		自転車
3100	廃電気機械器具	廃電気機械器具 (下記以外)
3101		廃パチンコ機・廃パチスロ機
3102		プリント配線板
3103		テレビジョン受信機
3104		エアコンディショナー
3105		冷蔵庫
3106		洗濯機
3107		電子レンジ
3108		パーソナルコンピューター
3109		電話機
3110		自動販売機
3112		冷凍庫
3500	廃電池類	廃電池類 (下記以外)
3510		鉛蓄電池
3520		乾電池
3600	複合材	複合材

特別管理産業廃棄物

コード	廃棄物名 (大)	廃棄物名 (詳細)
7000	引火性廃油	引火性廃油
7010	引火性廃油 (有害)	引火性廃油 (有害)
7100	強酸	強酸
7110	強酸 (有害)	強酸 (有害)
7200	強アルカリ	強アルカリ
7210	強アルカリ (有害)	強アルカリ (有害)
7300	感染性廃棄物	感染性廃棄物
7410	PCB等 *2	廃PCB等 (下記以外)
7411		廃PCB
7412		PCB汚染物
7413		PCB処理物
7440	廃水銀等 *3	廃水銀等
7421	廃石綿等 (飛散性)	廃石綿等 (飛散性)
7422	指定下水汚泥	指定下水汚泥
7423	鉍さい (有害)	鉍さい (有害)
7424	燃え殻 (有害)	燃え殻 (有害)
7425	廃油 (有害)	廃油 (有害)
7426	汚泥 (有害)	汚泥 (有害)
7427	廃酸 (有害)	廃酸 (有害)
7428	廃アルカリ (有害)	廃アルカリ (有害)
7429	ばいじん (有害)	ばいじん (有害)
7430	13号廃棄物 (有害)	13号廃棄物 (有害)

*1・・・ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず

*2・・・廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物

*3・・・処分するために処理したものを含む

コード表③運搬先・処分場所コード一覧

コード表に無い市町村については、市町村が位置する都道府県のコードを使用して下さい

コード	運搬先・処分場所	コード	運搬先・処分場所	コード	運搬先・処分場所
北海道		近畿 (大阪府域は右参考)		大阪府域市町村	
01000	北海道	25000	滋賀県	大阪府域につきましては下記のコードを使用して下さい	
01100	札幌市	25201	大津市	27100	大阪市
01202	函館市	26000	京都府	27140	堺市
01204	旭川市	26100	京都市	27202	岸和田市
東北		28000	兵庫県	27203	豊中市
02000	青森県	28100	神戸市	27204	池田市
02201	青森市	28201	姫路市	27205	吹田市
03000	岩手県	28202	尼崎市	27206	泉大津市
03201	盛岡市	28204	西宮市	27207	高槻市
04000	宮城県	29000	奈良県	27208	貝塚市
04100	仙台市	29201	奈良市	27209	守口市
05000	秋田県	30000	和歌山県	27210	枚方市
05201	秋田市	30201	和歌山市	27211	茨木市
06000	山形県	中国		27212	八尾市
07000	福島県	31000	鳥取県	27213	泉佐野市
07203	郡山市	32000	島根県	27214	富田林市
07204	いわき市	33000	岡山県	27215	寝屋川市
関東		33100	岡山市	27216	河内長野市
08000	茨城県	33202	倉敷市	00000	松原市
09000	栃木県	34000	広島県	27218	大東市
09201	宇都宮市	34100	広島市	27219	和泉市
10000	群馬県	34202	呉市	27220	箕面市
10201	前橋市	34207	福山市	27221	柏原市
10202	高崎市	35000	山口県	27222	羽曳野市
11000	埼玉県	35201	下関市	27223	門真市
11100	さいたま市	四国		27224	摂津市
11201	川越市	36000	徳島県	27225	高石市
11222	越谷市	37000	香川県	27226	藤井寺市
12000	千葉県	37201	高松市	27227	東大阪市
12100	千葉市	38000	愛媛県	27228	泉南市
12204	船橋市	38201	松山市	27229	四條畷市
12217	柏市	39000	高知県	27230	交野市
13000	東京都	39201	高知市	27231	大阪狭山市
14000	神奈川県	九州・沖縄		27232	阪南市
14100	横浜市	40000	福岡県	27301	島本町
14130	川崎市	40100	北九州市	27321	豊能町
14150	相模原市	40130	福岡市	27322	能勢町
14201	横須賀市	40202	大牟田市	27341	忠岡町
中部		40203	久留米市	27361	熊取町
15000	新潟県	41000	佐賀県	27362	田尻町
15100	新潟市	42000	長崎県	27366	岬町
16000	富山県	42201	長崎市	27381	太子町
16201	富山市	42202	佐世保市	27382	河南町
17000	石川県	43000	熊本県	27383	千早赤阪村
17201	金沢市	43100	熊本市		
18000	福井県	44000	大分県		
19000	山梨県	44201	大分市		
20000	長野県	45000	宮崎県		
20201	長野市	45201	宮崎市		
21000	岐阜県	46000	鹿児島県		
21201	岐阜市	46201	鹿児島市		
22000	静岡県	47000	沖縄県		
22100	静岡市				
22130	浜松市				
23000	愛知県				
23100	名古屋市				
23201	豊橋市				
23202	岡崎市				
23211	豊田市				
24000	三重県				

コード表④処分方法コード一覧

再生

コード	処分方法の分類
101	再使用（リユース）
102	素材再生
103	他用途原材料化
104	燃料化
105	コンポスト化（堆肥化）
106（ ）	その他再生 （ ）内に具体的に記載

最終処分

コード	処分方法の分類
302	安定型埋立
303	管理型埋立
304	遮断型埋立

中間処理

コード	処分方法の分類
201	脱水
202	機械乾燥
203	天日乾燥
204	焼却
205	油水分離
206	中和
207	破碎
208	圧縮
209	溶融
210	選別
211	固形化
212	ばい焼
213	分解
214	洗浄
215	滅菌
216	消毒
217	煮沸
299（ ）	その他中間処理 （ ）内に具体的に記載

別添 産業廃棄物の体積から重量への換算係数(参考値)

注意

この換算係数はあくまであくまで参考値です。
重量換算を行う際には実際の廃棄物の性状を加味して下さい。

廃棄物の種類コード	廃棄物の種類	換算単位	換算係数
0100	燃え殻	m ³ →t	1.14
0200	汚泥	m ³ →t	1.10
0300	廃油	m ³ →t	0.90
0400	廃酸	m ³ →t	1.25
0500	廃アルカリ	m ³ →t	1.13
0600	廃プラスチック類	m ³ →t	0.35
0700	紙くず	m ³ →t	0.30
0800	木くず	m ³ →t	0.55
0900	繊維くず	m ³ →t	0.12
1000	動植物性残渣	m ³ →t	1.00
1100	ゴムくず	m ³ →t	0.52
1200	金属くず	m ³ →t	1.13
1300	ガラスくず等	m ³ →t	1.00
1400	鉱さい	m ³ →t	1.93
1500	がれき類	m ³ →t	1.48
1600	動物の糞尿	m ³ →t	1.00
1700	動物の死体	m ³ →t	1.00
1800	ばいじん	m ³ →t	1.26
1900	13号廃棄物	m ³ →t	1.00
4000	動物系固形不要物	m ³ →t	1.00
2000	建設系混合廃棄物	m ³ →t	0.26-0.50
2410	石綿含有建設混合廃棄物	m ³ →t	0.26
2420	石綿含有ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	m ³ →t	1.00
2430	石綿含有廃プラスチック類	m ³ →t	0.35
2440	石綿含有がれき類	m ³ →t	1.48
2450	石綿含有紙くず	m ³ →t	0.30
2460	石綿含有木くず	m ³ →t	0.55
2470	石綿含有繊維くず(天然繊維)	m ³ →t	0.12
3100	廃電気機械器具	m ³ →t	1.00
7000	引火性廃油	m ³ →t	0.90
7010	引火性廃油(有害)	m ³ →t	0.90
7100	強酸	m ³ →t	1.25
7110	強酸(有害)	m ³ →t	1.25
7200	強アルカリ	m ³ →t	1.13
7210	強アルカリ(有害)	m ³ →t	1.13
7300	感染性廃棄物	m ³ →t	0.30-0.50
7421	廃石綿等(飛散性)	m ³ →t	0.30
7422	指定下水汚泥	m ³ →t	1.10
7423	鉱さい(有害)	m ³ →t	1.93
7424	燃え殻(有害)	m ³ →t	1.14
7425	廃油(有害)	m ³ →t	0.90
7426	汚泥(有害)	m ³ →t	1.10
7427	廃酸(有害)	m ³ →t	1.25
7428	廃アルカリ(有害)	m ³ →t	1.13
7429	ばいじん(有害)	m ³ →t	1.26
7430	13号廃棄物(有害)	m ³ →t	1.00